資料２

**官公署等における屋外広告物の規制緩和について**

**１．背　景**

* ネーミングライツなど公共施設への広告需要が高まり、また、歳入確保も求められている。
* 一体的なまちなみ形成の観点から、民間施設は可能で、官公署等のみ禁止する妥当性は。
* ただし、公共施設、教育施設、文化施設等の性格上、一定の公共性は求められている。

**２．景観審議会（H25.12.5）での主な意見**

* 禁止区域から外すのであれば、デザイン等をチェックする機能が必要である。
* 官公署等で広告物を禁止してきた理由を踏まえて、掲出するものを議論すべき。
* 規制の立場とは別に、広告を設置する立場の行政として、ガイドラインが必要である。
* 施設に相応しい広告物を、誰がどのように判断するのか、きめ細かな基準が必要がある。

**３．規制緩和を検討するに当っての論点**

* **広告物を禁止してきた理由を踏まえた議論**

・法の解説書等に明確な記載はないが、公物管理の視点からの中立性や公平性に加え、自ら美観向上に努めることで、民間の見本となることも求められている。

・公共施設への広告需用など社会情勢の変化、建物や広告物における民間デザイン力の向上を踏まえ、官公署等におけて民間広告物をどのように開放するか。

* **チェック機能としてどのような仕組みが必要か（禁止区域の解除を基本）**

・不適切な広告が掲出されないようにするために、どのような方策があるか。

（排除すべき広告主や広告業者、広告内容を示した「取扱方針」の策定など）

・良好な広告物に誘導するために、どのような方法があるか。

（掲出する際の配慮規定やモデル事例を提示した「ガイドライン」の作成など)

**4．議論を踏まえた上での一定の方向性**

* **公共施設を対象としたネーミングライツ事業など、公共施設における広告需要の高まりを受け、規制緩和や歳入確保の観点から広告物を取り巻く社会情勢が変化してきている。**
* **公共施設等にふさわしい広告物掲出にあたり、チェック機能を確保する事務取扱方針やデザイン等を誘導するガイドラインを策定し、施設管理者に周知（取扱方針の策定）**